

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金(私立)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルに取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金(私立)の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、私立高等学校等の在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。 保護者等の課税額等による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報等を照会して受給資格の判定を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号 別表第123の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号 別表第123の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第2条、同条の表151の項、第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課
②所属長の役職名	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係(電話092-643-3139) 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号092-643-3104)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係(電話092-643-3139) 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号092-643-3104)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
〔 基礎項目評価書及び重点項目評価書 〕 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔 ○ 〕委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 〔 ○ 〕提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 〔 〕接続しない(入手) 〔 ○ 〕接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

[illegible]